



発行所 郡役場4号
田代町 田代町役場
北田郡 北田郡役場
秋田県 秋田県役場
合川町 合川町役場
合川町 合川町役場
(役場公民館)

高校設置の協定を承認

臨時町議会 四案件を可決

臨時町議会は、二月十日午前十時から役場会議室で開かれ、秋田短大付属合川高校の設置についての町と短大の協定など四議案を審議し、いずれも原案どおり可決した。

この臨時町議会で可決成立した案件は次のとおりである。

- ①秋田短期大学との協定
秋田短期大学付属合川高校の設置にあたり、学校法人秋田短期大学と左記事項を協定することにつき議会の承認を求めるもの。
- ②町の譲渡する土地および建物、学校の用に供しなかつたときは町へ無償で返還する公証人証書をもつこと。
- ③学校の経営にあたっては町で物心両面において積極的に協力するものとする。
- ④短大は学校の設置にあたり、その生徒の教育は法の定めるところにより一切の責任を負うものとする。
- ⑤学校の運営は、町ならびに短大が互に推せんした委員をもって運営協議会を構成し、その運営にあたるものとする。
- ⑥学校運動場は、地元小中学校および町側の利用申し込みのあつたときは学校教育に支障のない限り優先的に使用を認めるものとする。
- ⑦昭和三十七年度における校舎の臨時措置として次のとおり定める。

△合川中学校の実績統合
まで短大は譲渡校舎を町に貸与すること。
△町は、前項の期間中町内に暫定校舎を求め短大に貸与すること。
△財産の譲与
秋田短期大学付属合川高校に供するため、左記財産を学校法人秋田短期大学へ譲渡する。
○土地
合川町下杉字中島ほか
二五・四アール
○建物
校舎延 七四三坪、その他
付属建物三棟

年度化された人件費の増額、中学校統合による教育施設の増設等により、一般歳出が増加し、年間収支の均衡を保持することは従前に比し、相当困難が伴うものと予測される。したがって経常的経

健全財政のもとに

37年度予算編成方針

費の適正と重点投資を基本とするが、財産の造成と産業基盤の育成強化に努め、町行政の近代化を行なうことによる質的転換をはかって財政規模のほう張をよくせし、堅実な予算の編成をすす

△合川中学校の実績統合
まで短大は譲渡校舎を町に貸与すること。
△町は、前項の期間中町内に暫定校舎を求め短大に貸与すること。
△財産の譲与
秋田短期大学付属合川高校に供するため、左記財産を学校法人秋田短期大学へ譲渡する。
○土地
合川町下杉字中島ほか
二五・四アール
○建物
校舎延 七四三坪、その他
付属建物三棟

△合川中学校の実績統合
まで短大は譲渡校舎を町に貸与すること。
△町は、前項の期間中町内に暫定校舎を求め短大に貸与すること。
△財産の譲与
秋田短期大学付属合川高校に供するため、左記財産を学校法人秋田短期大学へ譲渡する。
○土地
合川町下杉字中島ほか
二五・四アール
○建物
校舎延 七四三坪、その他
付属建物三棟

△合川中学校の実績統合
まで短大は譲渡校舎を町に貸与すること。
△町は、前項の期間中町内に暫定校舎を求め短大に貸与すること。
△財産の譲与
秋田短期大学付属合川高校に供するため、左記財産を学校法人秋田短期大学へ譲渡する。
○土地
合川町下杉字中島ほか
二五・四アール
○建物
校舎延 七四三坪、その他
付属建物三棟

△合川中学校の実績統合
まで短大は譲渡校舎を町に貸与すること。
△町は、前項の期間中町内に暫定校舎を求め短大に貸与すること。
△財産の譲与
秋田短期大学付属合川高校に供するため、左記財産を学校法人秋田短期大学へ譲渡する。
○土地
合川町下杉字中島ほか
二五・四アール
○建物
校舎延 七四三坪、その他
付属建物三棟

△合川中学校の実績統合
まで短大は譲渡校舎を町に貸与すること。
△町は、前項の期間中町内に暫定校舎を求め短大に貸与すること。
△財産の譲与
秋田短期大学付属合川高校に供するため、左記財産を学校法人秋田短期大学へ譲渡する。
○土地
合川町下杉字中島ほか
二五・四アール
○建物
校舎延 七四三坪、その他
付属建物三棟

△合川中学校の実績統合
まで短大は譲渡校舎を町に貸与すること。
△町は、前項の期間中町内に暫定校舎を求め短大に貸与すること。
△財産の譲与
秋田短期大学付属合川高校に供するため、左記財産を学校法人秋田短期大学へ譲渡する。
○土地
合川町下杉字中島ほか
二五・四アール
○建物
校舎延 七四三坪、その他
付属建物三棟

△合川中学校の実績統合
まで短大は譲渡校舎を町に貸与すること。
△町は、前項の期間中町内に暫定校舎を求め短大に貸与すること。
△財産の譲与
秋田短期大学付属合川高校に供するため、左記財産を学校法人秋田短期大学へ譲渡する。
○土地
合川町下杉字中島ほか
二五・四アール
○建物
校舎延 七四三坪、その他
付属建物三棟

△財産の取得
公共用財産(町営住宅敷地)として左記により取得するもの。
△合川町川井字五郎左衛門田の沢一〇の六
△土地(宅地)四七六・四坪
△取得先 島山宇三郎
△価格
一、九〇五、六〇〇円

田の沢一〇の六
宅地一、九〇五、六〇〇円
○坪
建物二、一〇〇、〇〇〇円(ただし、財務部の評定により若干の増減がありうるものとする)

合川駅長に平川氏
国鉄秋田管理局では、さきごろ管内駅長、助役クラスに異動を命じた。
この異動で合川駅長佐々木芳蔵氏は鯉川駅長、助役成田徳蔵氏は早口駅助役へその後任には早口駅助役平川忠治氏、助役には大館車掌区長の佐藤美穂氏が着任した。

三月早々営業開始
電力 合川散宿所が竣工
新築工事中であった東北電力の合川散宿所はこのほど工事を完了し、来月十日ごろ営業開始されることに野散宿所は、その後会社の

竣工へあと一息
急ピッチの落橋工事
町道落橋(幸谷羽根山)の架替工事は今急ピッチで進められている。町では昨年十一月、工事費二百三十万円、木材交付により藤島組と請負契約を結び、架替工事をすすめていた。この架替工事の落橋は、これまで架橋の五以下流へ木橋ではあるが国有林から伐り出されたすばらしい材料が使われ、見るからにたのもしくできあがりつつあり、車馬の通行はもう、通学の子どもの危険が解消されることになり、地元の人たちの喜びは大きい。(写真急ピッチで工事の落橋橋)

積極的な地域開発へ
森吉 両町経済懇談会
二回目の合川、森吉両町経済懇談会は十九日当町で開かれ、両町が中心となる地域経済開発などについて意見交換を行なった。この会は昨年十月についで開かれたもので、特別のテーマはなかつたが、両町の共通する地域経済開発問題について話し合いが進められ、その主な点をあげる。

町政に対する私の提案募集
趣旨 町が合川町をよりよくするために、町民のみならずからご意見をお聞かせ願いたいと思ふ。役場の機構や、仕事のことについて、町でやっている事業に関することなど、このように改めたらどうか、このように改めたらどうか、という具合に、どんな小さなことでも結構です。ら、合川に、どんな小さなことでも結構です。ら、合川に、どんな小さなことでも結構です。

農委会長に伊東氏
代理は小田氏
町農業委員会は、五日委員会を開き、空席中の会長に伊東七郎兵衛氏(杉山田)会長職務代理に小田信一氏(木戸石)を選任した。

町内小中学校卒業式の日程
町内各小中学校の今年度の卒業式日程が次のとおりきまった。
東 小 三月十七日
西 小 同日
南 小 同日
北 小 同日
合川中 三月十四日
東 中 三月十五日

町政メモ
2月1日 国保運営委員会
2日 たばこ耕作座談会
3日 町議会全員協議会
5日 農業委員会開く
10日 臨時町議会、教育委員会
12日 心配ごと相談所和村視察団来町
16日 農業委員会
17日 農家問題研究会
住宅改良資金貸付審議会
19日 森吉町の経済懇談会、小坂町社協関係者来町
21日 学校建築委員会
23日 消防幹部会
24日 種子需給調整協議会

特別会計
特別会計についても一般会計に準ずるものとするが、特に国民健康保険事業については、医療費の値上りに伴う措置について関係機関と十分協議すること。

歳入について
一、最近における国の経済成長のう勢は著しく鈍化されつつあり、明年度の実際の町税等の収入の伸長度合は本年度に比しかなり低下することが予想される。

歳出について
一、国、県支出金の見とおしを的確に行なうこと
二、国および国の予算の細目の積算も必要性の高いため、しかも計数において正確であること。

執行時間
三月一日から
去る十一月一日から実施していた町職員の冬期執行時間は二月末日をもって終了し、三月一日から平常の執行時間に戻ります。

合川町公示
左記により昭和三十七年度固定資産税課税台帳を縦覧に供する。
一、縦覧の期間
昭和三十七年三月一日より三月二十日まで(日曜日を除く)
毎日午前九時から午後五時まで(但し土曜日は正午まで)
二、縦覧の場所
合川町役場及び南支所
三、審査請求期間
縦覧期間中とする。
昭和三十七年三月一日
合川町長 島山義郎

町政メモ
2月1日 国保運営委員会
2日 たばこ耕作座談会
3日 町議会全員協議会
5日 農業委員会開く
10日 臨時町議会、教育委員会
12日 心配ごと相談所和村視察団来町
16日 農業委員会
17日 農家問題研究会
住宅改良資金貸付審議会
19日 森吉町の経済懇談会、小坂町社協関係者来町
21日 学校建築委員会
23日 消防幹部会
24日 種子需給調整協議会

町政メモ
2月1日 国保運営委員会
2日 たばこ耕作座談会
3日 町議会全員協議会
5日 農業委員会開く
10日 臨時町議会、教育委員会
12日 心配ごと相談所和村視察団来町
16日 農業委員会
17日 農家問題研究会
住宅改良資金貸付審議会
19日 森吉町の経済懇談会、小坂町社協関係者来町
21日 学校建築委員会
23日 消防幹部会
24日 種子需給調整協議会

町政メモ
2月1日 国保運営委員会
2日 たばこ耕作座談会
3日 町議会全員協議会
5日 農業委員会開く
10日 臨時町議会、教育委員会
12日 心配ごと相談所和村視察団来町
16日 農業委員会
17日 農家問題研究会
住宅改良資金貸付審議会
19日 森吉町の経済懇談会、小坂町社協関係者来町
21日 学校建築委員会
23日 消防幹部会
24日 種子需給調整協議会

米價に適正労賃を

意欲的な婦人研究集会

合川町婦人会では、十七日役場会議室で第一回「合川町婦人問題研究集会」を開いた。はじめの研究会であったが町内各部落から集ったお母さんたち約百五十人、会場にあつた役場会議室に一ぱい。講壇式討議や分科会などで熱心な話し合いを行なった。

まず、講壇式討議では「農 ころ」米価の中に適正な労賃業労賃の合理化を図るため」と題して佐藤上野農が含まれるよう要求すべき協組合長(使用者側)成田町議会議員(労働者側)金田公民館長(公益側)三氏間当りの労賃を決めて守り方について話し合ったと



【写真は熱心に勉強する婦人研究集会】

能代東部青年と交流

町連青 二十五代表を派遣

町連合青年会(会長島山虎雄)では、能代市東部地区(東能代、鶴形、楡山)へ三月三、四の両日青年代表二十五人を派遣、教育文化交流会を開くことになった。この計画は曲角にきたたこのいわれる農村の青年活動をさかんにするために両青年会の代表たちが教育文化をとおして親しい交流を行ない、そこからお互いに新しい活動エネルギーをつくり出したい……というので、行なわれるもので、今回の交流内容は青年活動のすめ方や、学習、生産活動、女子活動の実状などについての座談会、長期的な交流のための教育文化協定に関する協議、上杉青年会の演

町営住宅を入札処分

申込みは役場財政課へ

町では左記のとおり町営住宅の入札処分を行ないます。申込み希望者は役場財政課へ申込みください。

◇東小教員住宅 (木造二階まさ真、一部トタン葺)

◇坪数、延三五・一坪 (階上二、階下二三・一坪)

◇場所 合川町上杉(上大野農協向)

◇申込期限 三月十日まで

義務者はもれなく

町民税申告相談の日程

地方税法の改正により三十七年度の町民税および県民税は課税方式とともに申告書の提出が義務づけられ、したがって申告書の記載がいままでよりかなり複雑となり、町民税申告相談の日程は次のとおりです。

三月七日増沢、八幡岱、美栄

八日木戸石、合川

九日川井、下杉

十二日上杉、桃栄、梅栄

十三日道城、金沢、弥栄

農地の売買

農地の知識

農地はその農地を耕作する者が所有するのが最も適当だといふことが現農地法の基本原理である。

つまり今後とも農地は機会あるごとに自作地化し、極力小作地を減らすことが農地法のねらいなのである。

そこで農地を買いとった者まは資格を制限し、かつ一定の手続きをふまないと売買は法的に効力がなないものとなり、後に紛争が生じた場合もどんな場合に法律の保護を受けられないようになっている。

森組だより

合川町森林組合では、桐、赤松、から松など春植用苗木、造林地の固形肥料および堆肥、ナメコの種駒の予約受付中です。

希望の方は組合事務所(電話一七七番)へ三月十五日まで申し込みください。

林業経営に融資

このたび政府は、林業経営農家の経営状態を適正かつ安定させ、所得の増大をはかるために次のような資金を貸出すことになったので、希望者は合川町森林組合へ申込みください。

◇貸付金の種類、限度額

◇管理資金(五〇万円) 林齢六年以上の人工林の保育保護保全等の管理に必要な資金

◇取得資金(五〇万円) 造林のための土地または幼樹の人工林等取得するために必要な資金

◇相続資金(三〇万円) 遺産相続による造林のための土地または人工林等の細分化を防止するために必要な資金

◇維持資金(三〇万円) 疾病、負傷により資金を必要とするもので造林のための土地または人工林からとったもので、素肌

島山町長が詩集を出版

父と子の会話

島山町長として内外に知られていく島山町長は、このほど愛児長男勇任(まさひで)と、ちゃんとの会話をまとめた「まさひでもあぐら」を父と子の対話」という詩集を秋田文化双書から発行した。B五変形版四十三頁からなるスマートなもの。題名は本書のなかの一文、おとうさんあぐら、まさひでもあぐら……という対話からとったもので、素肌

土濃塚作助氏

(町議会議員)



病氣療養中のところ、二十三日午後一時三十分片沢の自宅で死去された。享年五十八歳。氏は町内屈指の大規模農業を営み、旧下小阿仁村農業委員、昭和三十一年三月合川町議会議員に当選以来、土木経済常任委員として活躍、新生合川町建設に貢献されてきた。

お葬儀は二十五日午後一時から自宅で行なわれた。

慶弔だより

自一月一日 至 三十一日

出生(十七人)

小林清美、道城、三蔵、孫鈴木透、上杉、ムラ、曾孫工藤多恵子、下杉勇治、二女吉田修、川井、作松、孫高橋恵子、八幡岱、政吉孫柴田成子、八幡岱、末松孫藤田勝洋、八幡岱、キノ孫成田憲男、李位、鶴治、孫近藤公成、李位、清、二男松岡しづ子、羽根山茂見長女三浦孝広、三木田、理助孫金田繁、摩当、三平、孫高谷智、芹沢、辰之助、孫佐藤君子、東根田久治長女桜田寿人東根田庄二郎長男金田佑紀、西根田市蔵長男

死亡(十三人)

工藤吉五郎、上杉、本人吉田易太郎、川井、本人吉田キエ、川井、武治、妻吉田ハル、川井、岩夫祖母藤島ヤス、木戸石、啓三母奈良勇治郎、増沢、本人高橋キノ、八幡岱信雄祖母木村儀一、李位、儀助長男木村リノコ、李位信一郎母松岡ハル、羽根山西之助母松岡しづ子、羽根山茂見長女鈴木元吉、鎌沢、本人

町民の声

あなたと共に、住みよ
あ、働きよい、暮しよ
い合川町の建設、これ
が町政のモットーです

保険の納付は納得の行くように

営林署では四月ごろに仕事が始まって十一月に終わります。私の主人も三十五年度にも四月から雇用されました。

で、一期分の保険税の納付はこないものと思つていましたが、四月からいなくて納付書がきたので役場へ行って係の人に話しましたら納付書が行かぬ前だったら取消できますが、今年はおくれましたとのことでした。毎年のことだから今度こそはおくれなさいと思つておりました。

三十六年四月にまた営林署へ雇用されましたので、雇用通知がくるとすぐ役場の保険の人に四月五日から営林署へ働くから健康保険の方を話してやめるようにし

と交流会を開くことになつた。これを機会に「青年の現状と婦人生活」「社会と家庭における人間関係」「婦人組織」などについて活発な意欲的な話し合いを行なった。

はじめの企画であったが青年会の問題研究集会における内容もたつた立派な研究会であり、お母さんたちが社会問題に深い関心をもち、注目されるところであろう。

証を使用できるなら話もわかりませんが、それでもできないというそんなことがあり得ることでしょうか。

私だけ一人の悩みではありません。作業員をもつ家庭は皆んなこのことに悩まされてはいるのです。

四月現在一日でも二日でも四月から税金を取らなければならぬなら日割なり月割にて徴収していただきたいと思つていました。

私には常に未納したくないと心掛けていますが、保険税だけは未納です。どうか納めに行くように徴収をお願いします。

保険税の賦課と徴収についての回答

保険税は、地方税法、町税賦課徴収条例などによって賦課されるもので、四月一日現在を賦課期日とし、一期分の税金は前年度の実績に基づいて暫定賦課されています。

あなたのように毎年四月上旬営林署へ雇用されている世帯にとっては僅か数日の関係で一期分の税金が賦課されるので非常に不合理のように感じますが、現行法

新田目

十四日 福田、羽根山、羽立

十五日 李位、杉山田

十六日 雪田、鎌沢

十九日 三木田、摩当、三里

二十日 芹沢、大内沢、東根田、西根田

◇南小学校 (杉山田)

伊藤ハチエ、伊藤純子、伊藤比呂子、伊藤光和、伊藤百合子、伊東聡

(鎌沢)

福田健、福田和子、福田人志、御所野誠、御所野祐子

加藤英一、田中恵子

(三木田)

三浦敬三、三浦富美子、三浦さだ子、三浦博人、三浦りさ子、三浦真由美

(摩当)

松橋静子、金田美和子、金田恭子

(三里)

松橋あや子、福岡満、福岡合三、福岡克彦

(大内沢)

松橋秋弘

(芹沢)

桜庭孝文、土濃塚妙子、桜庭正文、福原則夫、土濃塚三三子

◇北小学校 (八幡岱)

父と子の率直な愛情の交流がエッセイにうたわれ好評をばくしている。

病氣療養中のところ、二十三日午後一時三十分片沢の自宅で死去された。享年五十八歳。氏は町内屈指の大規模農業を営み、旧下小阿仁村農業委員、昭和三十一年三月合川町議会議員に当選以来、土木経済常任委員として活躍、新生合川町建設に貢献されてきた。

お葬儀は二十五日午後一時から自宅で行なわれた。